

## 6. 利用・整備計画

---

### (1) 基本的考え方

- ・空間配置計画で定めた各ゾーンについて、位置や特性、資源等の条件を踏まえたより詳細なエリア区分を行い、各エリアごとの位置付け、利用・整備方針を設けた上で、その実現に必要な施設整備、ソフトを展開する。
- ・いずれの施設整備を行う場合も、遺跡の保存を前提とし、併せて宮跡の雰囲気や景観を損なうことのないよう景観に配慮して行う。
- ・歴史・文化にかかる施設整備、ソフトの展開については、歴史・文化の体感・体験はもとより、歴史・文化の教育・学習効果を高めることをねらいとして行う。なお、建物等復元、遺構表示等については、現在未発掘の箇所において新たな発掘成果が得られた場合を含め、その活用、効果を検討、吟味した上で、十分な調査研究に基づき実施する。
- ・利用サービス施設等の整備にあたっては、来園者の利便性、快適性を満たすよう、需要予測に基づく必要量を適切な配置で確保するよう行う。
- ・既に整備済みの建物等復元、遺構表示等の施設、便益施設、休養施設、修景施設等については、計画上の意義を検討し、利用・管理面から評価を行ったうえで、活用できるものは有効活用する。
- ・具体の施設整備の実現にあたっては、国と県を中心とした地元が役割を分担、連携して行う。

### (2) 各エリアの利用・整備方針と主要施設

#### 1) シンボルゾーン

本ゾーンは概ね宮跡の中央に位置し、遺構を活かした空間づくりを行うゾーンである。このような空間づくりにおいては、建物等復元、遺構表示等の表現手法の違いが、利用・整備の内容や配慮すべき点に異なりを生むとともに、具体の動線構成や景観に大きな影響を与える。

よって、これら建物等復元、遺構表示等の表現手法の違いをもとに、「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」の整備ゾーニングを踏まえつつ、以下のエリア区分を行う。

#### ① 建物等復元エリア

主要な遺構について、原位置での実物大の建物等を復元し、併せて復元物を活用した取組を行うこと等を通じ、往時の平城宮の有り様を視覚的に体感するとともに、その歴史・文化を楽しみながら学ぶことのできるエリアとする。

(実施上の留意点)

- ・往時をイメージできる空間をつくるため、施設や植栽等は景観に十分な配慮を行う。
- ・復元物を活用した取組については、歴史・文化の体感・体験、歴史・文化の教育・学習効果を高めるイベントや利用プログラムの実施に加え、歴史的環境を背景とした多様なイベントの場とすることにより、奈良を代表する観光資源としての活用を図っていく。

【主要施設】

○建物等復元施設

- ・第一次大極殿院(第一次大極殿正殿、築地回廊、院内広場、南門、東西楼)
- ・朱雀門
- ・東院庭園

〈利用・活用プログラムの展開例〉

- ・宮中儀式、年中行事の再現
- ・歴史・文化講座等の開催
- ・平城宮跡ガイドツアー、スタンプラリーの実施
- ・写真展、絵画展、写生会の開催
- ・市(いち)、音楽祭、演劇祭等のイベントの開催、映画ロケ地の貸出
- ・ボランティアによる解説等

## ② 遺構表示エリア

主要な遺構について、原位置にわかりやすい表示を行い、その解説を実施すること等を通じ、往時の平城宮における各地区の形態や役割を学ぶとともに、平城宮の広がり、ひいては周囲の山並み等の眺望と併せ、平城京の広がりを体感することのできるエリアとする。

(実施上の留意点)

- ・既存の遺構表示については、老朽化した施設等の改修のほか、新たな技術や知見を取り入れた更新を行う。
- ・表示された遺構が主となる景観をつくるため、施設や植栽等は景観に十分な配慮を行う。

【主要施設】

○遺構表示施設

- ・第一次朝堂院、第一次朝堂院南面広場
- ・第二次大極殿院、第二次朝堂院・朝集殿院、兵部省、式部省、内裏、北方官衙

〈利用・活用プログラムの展開例〉

- ・歴史・文化講座等の開催
- ・平城宮跡ガイドツアー、スタンプラリーの実施

- ・ボランティアによる解説等

### ③ 遺構展示表現エリア

遺構の様々な展示表現等を通じ、遺跡の表現手法に対する理解を深めるとともに、往時の宮内の生活や活動を学ぶことのできるエリアとする。

(実施上の留意点)

- ・既存の建築物等を含め、周辺景観との調和に配慮した整備を行う。

#### 【主要施設】

○遺構展示館(官衙建物の遺構露出展示)

○建物等復元、遺構表示等施設

- ・推定陰陽寮(遺構表示)
- ・推定宮内省(建物復元)

(利用・活用プログラムの展開例)

- ・歴史・文化講座等の開催
- ・平城宮跡ガイドツアー、スタンプラリーの実施
- ・ボランティアによる解説等

### ④ 中央緑陰エリア

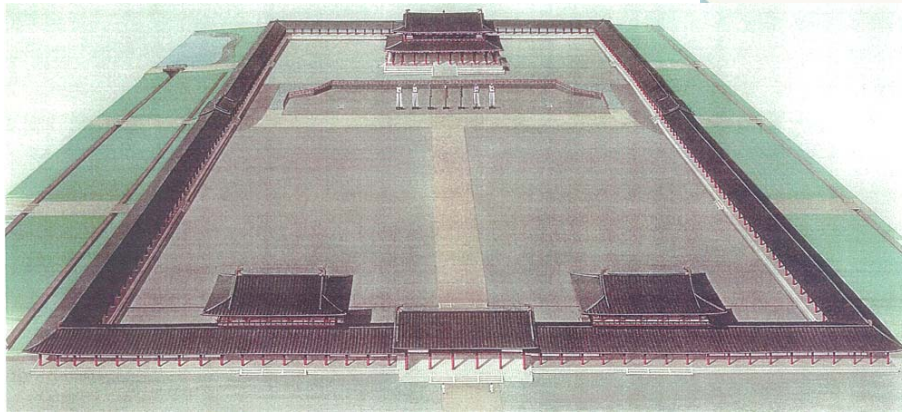
時代区分(奈良時代前半・後半)の異なる建物等復元、遺構表示等について、植樹帯を設けて視覚的な遮断を行うとともに、循環園路や利用サービス施設を設けるエリアとする。

(実施上の留意点)

- ・園路や利用サービス施設は、隣接する建物等復元エリア及び遺構表示エリアの景観に配慮し、植樹帯の中に目立たないように配置する。
- ・他方、利用サービス施設のうち、軽飲食施設については、そこからの建物等復元、遺構表示等を望む内ー内景観や山並みを望む内ー外景観を確保できるよう、配置、設置上の工夫を行う。

○第一次大極殿院（築地回廊）

資料：文化庁



○第二次朝堂院



資料：絵葉書「朝堂院・大極殿・内裏地区  
遠景（平城宮跡資料館）」

○朱雀門



○推定宮内省



資料：「平城宮跡資料館図録  
（奈良文化財研究所）」

○東院庭園



図 33 建物等復元、遺構表示等のイメージ

## 2) 緑地ゾーン

本ゾーンは大きく宮跡の東西両側に位置し、部分的に自然的環境の違いがみられる。

よって、これら空間上の位置と自然的環境の違いをもとに、以下のエリア区分を行う。

### ⑤ 東緑地エリア

草地等を主とする環境を活かし、多目的な活用が可能な広場等を設け、シンボルゾーンの復元建物の眺めやシンボルゾーンからみた若草山、春日山等の東側方向の眺望を確保するとともに、草花鑑賞やピクニック、月見等様々なレクリエーションを楽しむことの可能なエリアとする。

また、今後進められる発掘調査・研究の場とし、発掘調査現場の公開や調査研究成果に応じた遺構表示等を適宜行っていく。

(実施上の留意点)

- ・建物等復元、遺構表示等を望む内ー内景観や山並みを望む内ー外景観を確保するため、草地を主体とした見通しの良い景観を確保する。このため、主要な視点場からの眺望に配慮し、眺望を遮る植栽や施設は原則として設置しない。

#### 【主要施設】

○広場

(利用・活用プログラムの展開例)

- ・葉狩(葉草摘み)
- ・万葉植物の栽培(草花園の管理参加)
- ・食や染め織り材料の生産
- ・観月、花見
- ・発掘模擬体験の実施等

### ⑥ 西緑地エリア

草地等のほか、池沼や流れ、湿地等が存在する環境を活かし、多目的な活用が可能な広場や自然観察路等を設け、池沼や湿地越しにみたシンボルゾーンの復元建物の眺めやシンボルゾーンからみた生駒山、二上山等の西側方向の眺望を確保するとともに、自然観察や散策、地域の交流イベント等様々なレクリエーションを楽しむことの可能なエリアとする。

また、東緑地エリアと同様、今後進められる発掘調査・研究の場とし、発掘調査現場の公開や調査研究成果に応じた遺構表示等を適宜行っていく。

(実施上の留意点)

- ・東緑地エリアと同様、主要な視点場からの眺望に配慮し、眺望を遮る植栽や施設は原則として設置しない。

## 【主要施設】

○広場

〈利用・活用プログラムの展開例〉

- ・野鳥観察会、ホテル鑑賞会の実施
- ・地域の交流イベントの開催等

### 3) 外周ゾーン

本ゾーンは、宮跡の外周に位置するゾーンとして、隣接市街地のバッファ(緩衝帯)の機能を果たすとともに、エントランスや各種の利用サービス施設等を設けるゾーンである。

よって、遮蔽及び修景機能を満たす施設や利用サービス施設等の違いをもとに、以下のエリア区分を行う。

#### ⑦ 外周緑陰エリア

隣接市街地の遮蔽及び修景を目的とした植樹帯を配するとともに、宮内からの眺望等に配慮しつつ、利用サービス施設や循環園路を設けるエリアとする。

(実施上の留意点)

- ・主要な視点場からの眺望に配慮し、可能な限り植樹帯内に循環園路、休憩所等の利用サービス施設や照明等を設置する。

#### ⑧ 大垣・条坊道路エリア

隣接市街地の遮蔽及び修景、また、循環園路として、それぞれ大垣や条坊道路の復元、表示を行い、その活用を図ることにより、併せて平城宮のスケールを体感できるエリアとする。

(実施上の留意点)

- ・大垣及び条坊道路の景観づくりを前提に、緑陰及び遮蔽・修景のための植樹帯や休憩所等の利用サービス施設、照明等を設置する。

## 【主要施設】

○大垣

○条坊道路

#### ⑨ 東西エントランス

隣接市街地の遮蔽及び修景として、外周緑陰エリアと連なる植樹帯を配するとともに、エントランスとして必要な休憩・集散の場、園内の案内・利用情報等を提供する施設等を設けるエリアとする。

### 4) 拠点ゾーン

本ゾーンは、宮跡に隣接する史跡区域及びその両側に位置し、公園のメインエ

ントランスになるとともに、宮跡内では設置困難な拠点施設を配するゾーンである。これら拠点施設は、その機能や配置、規模が、具体の動線構成や景観に大きな影響を与える。

よって、これら拠点施設の機能や配置等に応じた以下のエリア区分を行う。

#### ⑩ 朱雀大路エリア

朱雀門と一体となった本公園のメインの入口であるとともに、往時の平城宮のメインストリートであった性格、その広がりを活かし、交流イベントの会場等としても用いるエリアとする。

(実施上の留意点)

- ・往時の平城宮のメインエントランスにふさわしく、朱雀門及び朱雀大路のシンボル性を演出する景観を形成するため、軸線を強調した空間構成を行う。

##### 【主要施設】

###### ○朱雀大路

〈利用・活用プログラムの展開例〉

- ・古代音楽祭、演劇祭の開催
- ・万葉集朗詠会の実施
- ・市(いち)の開催
- ・平城宮跡ガイドツアー、スタンプラリーの実施
- ・ボランティアによる解説等

#### ⑪ 拠点施設エリア

本公園のメインエントランスとして、園内の案内・利用情報の提供に併せ、平城宮跡に対する知識と理解を深めるためのガイダンス、出土品の展示等を行う施設を設けるとともに、その拠点性、利便性を活かし、奈良全体の歴史・文化にかかる情報発信や交流の拠点となる施設を設けるエリアとする。

##### 【主要施設】

###### ○平城宮跡展示館

：平城宮跡の出土品や資料の展示、宮跡全体のガイダンスを行う施設

###### ○公園管理センター

：公園の総合的な利用案内サービスの提供や管理運営の拠点となる施設

###### ○歴史体験学習館

：奈良全体にかかる歴史・文化情報の発信や交流の会場となる施設

###### ※奈良県を中心とした地元による整備

〈利用・活用プログラムの展開例〉

- ・平城宮・平城京講座、世界遺産講座の開催
- ・伝統行事の体験
- ・木簡づくり、瓦づくり、染め・織り体験等の実施

- ・歴史文化にかかるシンポジウム、交流イベントの開催

## ⑫ ターミナルエリア

バス、タクシー等の交通ターミナルの設置、飲食・物販サービスの提供のほか、奈良観光の玄関口として、奈良県全体の観光情報を発信する施設を設けるエリアとする。

### 【主要施設】

○交通ターミナル

○観光案内所

○飲食・物販施設

※いずれも奈良県を中心とした地元による整備



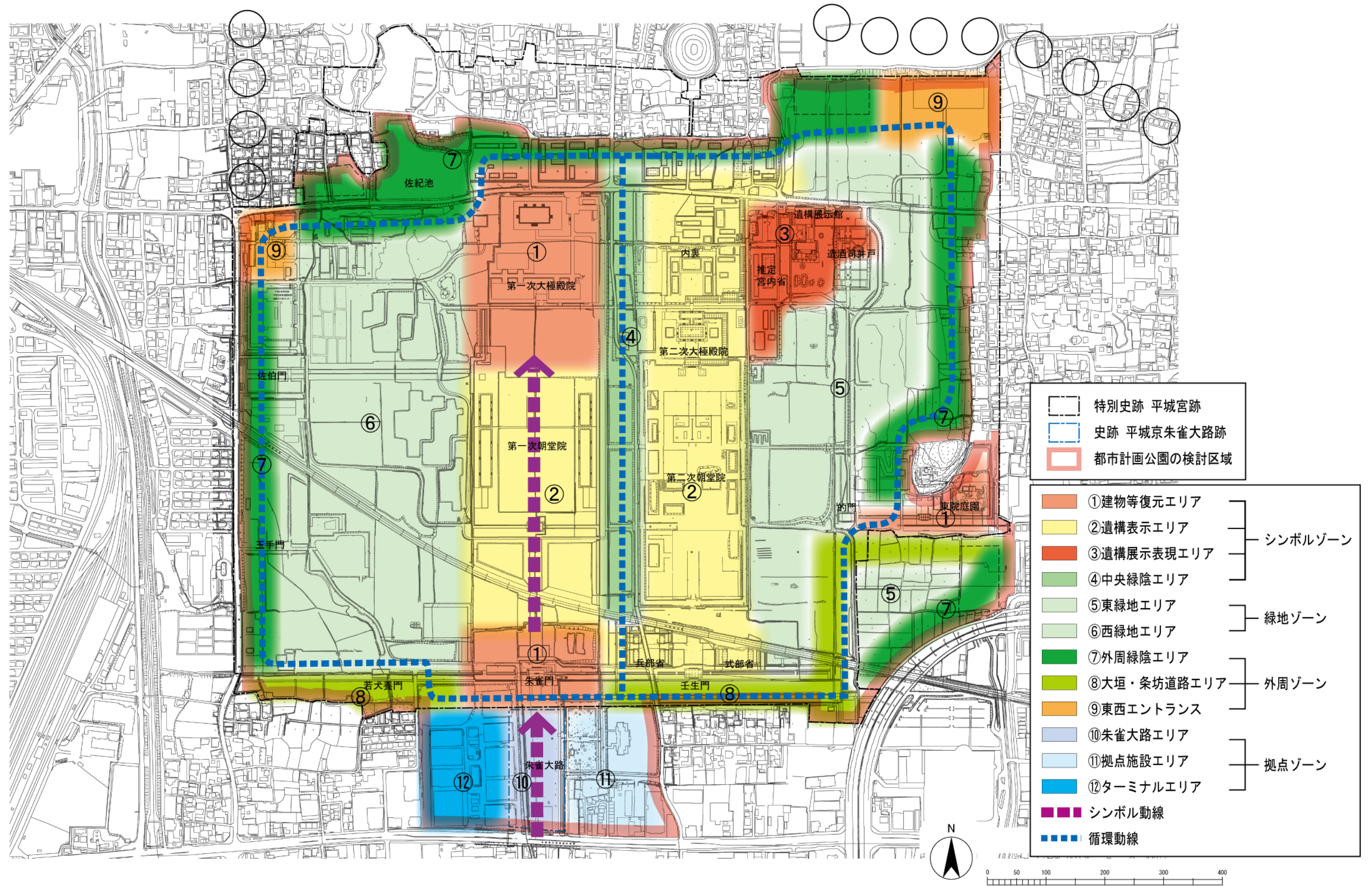


図 34 利用整備エリア区分図

表 5 各エリアの機能

ゾーニング及びエリア区分		歴史・文化体感・体験機能	歴史・文化交流拠点機能	観光ネットワーク拠点機能	自然環境保全・創出機能	レクリエーション機能	利用サービス機能
シンボルゾーン	建物等復元エリア	・原位置で実物大の建物等を復元し、併せて復元物を活用した取組を通じ、往時の平城宮の有様を視覚的に体感するとともにその歴史・文化を楽しみながら学ぶ	・歴史・文化の体感・体験、歴史・文化の教育・学習効果を高めるイベントや利用プログラムの実施				
	遺構表示エリア	・主要な遺構について、原位置にわかりやすい表示を行い、その解説を実施すること等を通じ、往時の平城宮における各地区の形態や役割を学ぶ ・周囲の山並み等の眺望と併せ、平城京の広がりを感じ取る	・歴史的環境を背景とした多様なイベントの場とするなど、奈良を代表する観光資源としての活用				・トイレ、休憩所、案内施設等について、景観等に配慮しつつ、必要最小限の施設を配置する
	遺構展示表現エリア	・多様な展示表現を通じ、遺跡の表現手法に対する理解を深める ・平城宮の建物や往時の景観を体感する	・多様な展示表現を通じて往時の宮内の生活や活動を学ぶ				
	中央緑陰エリア	・時代区分が異なる遺構展示を空間的に区分する			・既存樹木の保全を図るとともに、高木植栽等による新たな自然環境を創出する	・休憩やウォーキング等の場を提供する	・循環動線を配置する ・緑陰や休憩等の利用者サービスを提供する ・軽飲食施設を設置する
緑地ゾーン	東緑地エリア	・草地の環境や景観を活かし、宮跡の広がりを感じ取る ・シンボルゾーンの復元建物の眺めや周囲の山並みへの眺望を確保する			・隣接地の自然との連続性にも配慮し、池沼・草地・樹林地等の自然環境の保全を図る	・草花や風景の観賞など多様なレクリエーションを楽しむ	・トイレ、休憩所、案内施設等について、景観等に配慮しつつ、必要に応じて施設を配置する
	西緑地エリア	・発掘調査・研究の場として、発掘調査現場の公開や調査研究成果に応じた遺構表示を適宜行う				・自然観察や散策、地域の交流イベント等のレクリエーションを楽しむ	
外周ゾーン	外周緑陰エリア	・高木植栽帯により、宮跡の外郭を示す ・隣接市街地の遮蔽及び修景により、シンボルゾーン、緑地ゾーンの主要視点場からの眺望を確保する			・既存樹木の保全を図るとともに、高木植栽等による新たな自然環境を創出する	・休憩やウォーキング等の場を提供する	・循環動線を配置する ・緑陰や休憩等の利用者サービスを提供する
	大垣・条坊道路エリア	・大垣や条坊道路等の復元・表示により宮跡外郭を示す ・隣接市街地の遮蔽及び修景により、シンボルゾーン、緑地ゾーンの主要視点場からの眺望を確保する					
	東西エントランス	・史跡の情報ガイダンスの場とする					・公園の案内・利用情報を提供する ・集散や休憩の場を提供する ・管理運営やボランティア活動に必要な施設を配置する
拠点ゾーン	朱雀大路エリア	・軸線を強調した空間構成により朱雀門及び朱雀大路のシンボル性を演出する景観を形成 ・平城京及び平城宮の往時の姿をイメージさせる場とする	・メインエントランス及び交流イベントのメイン会場として利用する				・メインエントランス及び交流イベントのメイン会場として利用する
	拠点施設エリア	・平城宮跡の出土品や資料の展示を行う ・宮跡全体のガイダンスを行う	・古都奈良の歴史・文化情報の発信や交流イベントの場とする				・公園の総合的な利用案内サービスを提供する ・管理運営の拠点とする
	ターミナルエリア			・バス・タクシー等の交通ターミナル ・奈良観光の玄関口として奈良県全体の観光情報を発信			・物販・飲食サービスを提供する



注)  
「研究・管理・展示施設ゾーン」のうち、奈良文化財研究所本館・平城宮跡資料館・研究棟・収蔵庫等からなる西部区画では、研究棟・収蔵庫等は条件が整えば特別史跡指定地隣接地への移転を進め、平城宮跡資料館が持つ機能も指定地隣接地へ移転することが望ましい。これらの施設が移転した場合、移転先の区画も「研究・管理・展示施設ゾーン」として位置づける。また、西部区画一帯は近鉄大和西大寺駅からの来訪者に対応するサブエントランスエリアであることから、展示施設（平城宮跡の展示施設ネットワークにおいて副館的機能を持つもの）により情報提供等を行なう「研究・管理・展示施設ゾーン」としての位置付けを残す。一方で、区画中部の馬寮と区画北東部の推定西池宮については「遺構表示ゾーン」へ、区画南部については「池沼・草園・広場等ゾーン」へ位置付けを変更する。

図 35 特別史跡平城宮跡整備ゾーニング図

資料：「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」（H20. 5. 13、文化庁）

### (3) エリア横断的な施設の整備方針

#### 1) 園路

- ・基本動線であるシンボル動線、主動線及び循環動線については、それぞれ園路とする（シンボル園路、主園路及び循環園路）。
- ・園路は、園路自体の機能のほか、各エリアの空間づくりに合わせ、規模、デザイン等の検討を行うものとする。また、「高齢者・障害者等の移動等の促進に関する法律」を踏まえ、誰もが快適に利用することができるよう配慮する。
- ・シンボル園路については、幅員や材料等について、十分な調査研究に基づき、往時の姿を踏襲したものとする。
- ・主園路は、各エントランス、主要施設及び利用サービス施設の間を結ぶ園路として、適切な間隔で配置する。その際、調査研究成果に基づき往時の道路位置が明らかとなったところについては、原則としてそれを踏襲する。

(実施上の留意点)

- ・建物等復元、遺構表示等の周辺の園路については、往時の景観のイメージを損なわないよう、配置や幅員、素材等について、時代考証を含めた検討を行う。
- ・景観上大きな影響を与えないところの園路については、機能性や快適性の確保を前提に、歴史公園にふさわしい仕上げとする。
- ・近年まで遺存していた畦畔のうち、往時の宮内道路の可能性のあるものについては、園路配置の基礎資料として活用する。

#### 2) 水路

- ・水路は遺構保存に配慮して配置し、水路自体の機能のほか、各エリアの空間づくりに合わせ、規模、デザイン等の検討を行うものとする。
- ・特に、基幹的な水路については、幅員や材料等について、十分な調査研究に基づき、往時の姿を踏襲したものとすることを検討する。

#### 3) 植栽

- ・眺望の確保や宮跡にふさわしい景観づくりを第一とし、併せて公園利用の快適性を実現するため、配置や密度に配慮した植栽を行う。
- ・植物種については、往時からあるものを用いることを原則とする。また、万葉植物を導入した積極的な景観演出を行う。

(実施上の留意点)

- ・緩衝緑地エリア及び大垣エリアでは、隣接する市街地や利用サービス施設の遮蔽、修景、循環園路や休憩空間への緑陰を提供をねらいとし、高木を主体とした植樹帯を配置する。
- ・東西緑地エリアでは、宮跡の広がり演出するとともに、周囲の山並みの眺望や復元建物等の眺めを確保するため、高木は点在する程度とし、草地が主体と

なる植栽を行う。

- ・建物等復元、遺構表示、遺構展示表現の各エリアでは、往時の景観のイメージを損なわないよう、原則として高木は植栽しない。

#### 4) 利用サービス施設等

##### ① 駐車場

奈良県が設けるパーク&バスライド駐車場の活用を前提とし、特別史跡区域内に設ける駐車場については、現状の整備台数を上限に、エントランス周辺の目立たない場所に、歩行者動線と交錯しないよう、再配置を行う。

また、緑化や修景に努めるなど、歴史公園にふさわしい駐車場とする。

##### ② トイレ

公園全体の施設配置や利用動線、利用密度などを勘案しながら、景観上の配慮を行いつつ、不便が生じないような配置、規模、仕様等で設置する。

(実施上の留意点)

- ・既存トイレで活用を図るものは、植栽や意匠壁などにより修景を行うとともに、順次バリアフリー対応等の改修を進める。
- ・新たに設置するトイレは、利用しやすさや景観上の配慮の点から、エントランスや緩衝緑地エリアにおいて、休憩所等と一体的に配置することを原則とし、目立たないよう緑化等による修景を行う。

なお、施設配置上やむを得ない場合については、復元建物や展示建物等と併せて配置することで、景観上支障のないようにする。

##### ③ ベンチ・休憩所等

利用形態や利用密度などを勘案しながら、適切な場所に設置する。

なお、景観上配慮すべき箇所に設ける場合は、復元建物の活用や他の利用サービス施設等との併設等を検討し、目立たないような工夫を行う。

##### ④ 軽飲食等施設

軽飲食等施設(飲料等の提供や簡易な物販を行う施設)を東西サブエントランス、また、景観上の配慮を行いつつ、中央緩衝緑地エリアに設置する。

また、小規模な飲料提供施設について、本来の利用や景観に支障を生じないよう配慮しつつ、復元建物や他の利用サービス施設の一角に設置することを検討する。

## ⑤ サイン

案内サインや注意サインなどそれぞれの目的に応じ、国内外からの多くの来園者にわかりやすく、また、歴史公園にふさわしいデザインを行い、施設配置や利用動線等を勘案しながら、適切な位置に設置する。これらサインを設ける際には、併せて平城宮における位置等を示し、来園者が平城宮跡にいることを意識できるような工夫を行う。

また、解説サインについては、建物等復元、遺構表示等の個所への設置に加え、遺構の存在が確認されているその他の個所においても適宜設け、往時そこにあった施設の名称、機能等の情報提供を新技術の導入も検討しつつ行うことにより、来園者が往時の平城宮を認識できるよう配慮する。

(実施上の留意点)

- ・サインに用いる言語は、多言語(日本語、英語、中国語、韓国語)とする。
- ・既存のサインは公園計画上、活用できるものについて有効活用していくことを基本とするが、老朽化等に併せて順次改修を行い、意匠の統一化、バリアフリー対応などを図る。

## ⑥ 照明施設

照明施設は、エントランスと循環園路を中心として、歴史公園にふさわしい景観に配慮した配置、形状で設置する。

また、復元建物のライトアップについて、その効果と周辺に与える影響を勘案しつつ、検討する。



※現在宮跡内にある道路、鉄道、文化財の調査研究施設等が、条件が整い、全て移転、移設された場合を示す。

図 36 基本計画平面図(案)

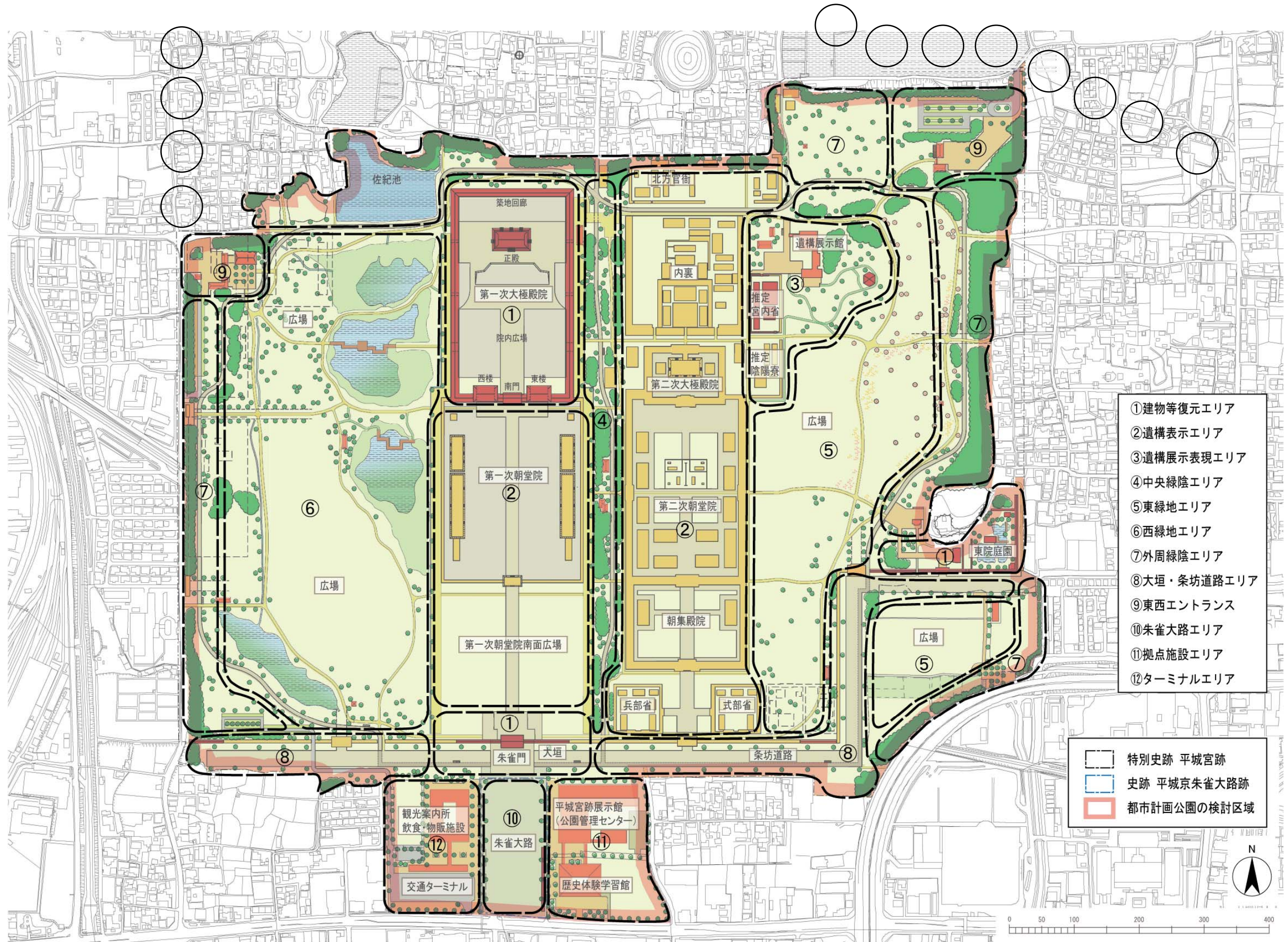


図 37 基本計画平面図(案)：説明図



表 6 各エリアの利用・整備方針と主要施設一覧表

ゾーンとエリア区分			利用・整備の方針	主要施設		主な利用サービス施設			
ゾーン名	エリア区分の考え方	エリア名		建物等復元、遺構表示等施設	その他施設	休憩所	トイレ	軽飲食等施設	駐車場
シンボルゾーン	建物等復元、遺構表示等の表現手法の違いをもとに、「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想推進計画」の整備ゾーニングを踏まえつつエリア区分を行う。	①建物等復元エリア	主要な遺構について、原位置での実物大の建物等を復元し、併せて復元物を活用した取組を行うこと等を通じ、往時の平城宮の有り様を視覚的に体感するとともに、その歴史・文化を楽しみながら学ぶことのできるエリアとする。	・第一次大極殿院(第一次大極殿正殿、築地回廊、院内広場、南門、東西楼) ・朱雀門 ・東院庭園		○※	○		
		②遺構表示エリア	主要な遺構について、原位置にわかりやすい表示を行い、その解説を実施すること等を通じ、往時の平城宮における各地区の形態や役割を学ぶとともに、平城宮の広がり、ひいては周囲の山並み等の眺望と併せ、平城京の広がりを体感することのできるエリアとする。	・第一次朝堂院 ・第一次朝堂院南面広場 ・内裏 ・第二次大極殿院 ・第二次朝堂院、朝集殿院 ・兵部省、式部省 ・北方官衙					
		③遺構展示表現エリア	遺構の様々な展示表現(露出展示、レプリカ展示、遺構表示及び建物等復元)等を通じ、遺跡の表現手法に対する理解を深めるとともに、往時の宮内の生活や活動を学ぶことのできるエリアとする。	・遺構展示館 ・推定宮内省 ・推定陰陽寮		○	○		
		④中央緑陰エリア	時代区分(奈良時代前半・後半)の異なる建物等復元、遺構表示等について、植樹帯を設けて空間的な区分を行うとともに、循環園路や利用サービス施設を設けるエリアとする。			○	○	○	
緑地ゾーン	空間上の位置と自然的環境の違いをもとにエリア区分を行う。	⑤東緑地エリア	草地等を主とする環境を活かし、多目的な活用が可能な広場等を設け、シンボルゾーンの復元建物の眺めやシンボルゾーンからみた若草山、春日山等の東側方向の眺望を確保するとともに、草花鑑賞やピクニック、月見等様々なレクリエーションを楽しむことのできるエリアとする。また、今後進められる発掘調査・研究の場とし、発掘調査現場の公開や調査研究成果に応じた遺構表示等を適宜行っていく。		・広場	○	○		
		⑥西緑地エリア	草地等のほか、池沼や流れ、湿地等が存在する環境を活かし、多目的な活用が可能な広場や自然観察路等を設け、池沼や湿地越しにみたシンボルゾーンの復元建物の眺めやシンボルゾーンからみた生駒山、二上山等の西側方向の眺望を確保するとともに、自然観察や散策、地域の交流イベント等様々なレクリエーションを楽しむことのできるエリアとする。また、東緑地エリアと同様、今後進められる発掘調査・研究の場とし、発掘調査現場の公開や調査研究成果に応じた遺構表示等を適宜行っていく。		・広場	○	○		
外周ゾーン	遮蔽及び修景機能を満たす施設や利用サービス施設等の違いをもとにエリア区分を行う。	⑦外周緑陰エリア	隣接市街地の遮蔽及び修景を目的とした植樹帯を配するとともに、宮内からの眺望等に配慮しつつ、利用サービス施設や循環園路を設けるエリアとする。			○	○		○
		⑧大垣・条坊道路エリア	隣接市街地の遮蔽及び修景、また、循環園路として、それぞれ大垣や条坊道路の復元、表示を行い、その活用を図ることにより、併せて平城宮のスケールを体感できるエリアとする。	・大垣 ・条坊道路			○		○
		⑨東西エントランス	隣接市街地の遮蔽及び修景として、外周緑陰エリアと連なる植樹帯を配するとともに、エントランスとして必要な休憩・集散の場、園内の案内・利用情報等を提供する施設等を設けるエリアとする。			○	○	○	○
拠点ゾーン	拠点施設の機能や配置等に応じてエリア区分を行う。	⑩朱雀大路エリア	朱雀門と一体となった本公園のメインの入口であるとともに、往時の平城宮のメインストリートであった性格、その広がりを活かし、交流イベントの会場等としても用いるエリアとする。	・朱雀大路					
		⑪拠点施設エリア	本公園のメインエントランスとして、園内の案内・利用情報の提供に併せ、平城宮跡に対する知識と理解を深めるためのガイダンス、出土品の展示等を行う施設を設けるとともに、その拠点性、利便性を活かし、奈良全体の歴史・文化にかかる情報発信や交流の拠点となる施設を設けるエリアとする。		・平城宮跡展示館(公園管理センター) ・歴史体験学習館	○	○	○	
		⑫ターミナルエリア	バス、タクシー等の交通ターミナルの設置、飲食・物販サービスの提供のほか、奈良観光の玄関口として、奈良県全体の観光情報を発信する施設を設けるエリアとする。		・観光案内所 ・飲食・物販施設 ・交通ターミナル	○	○	○	

※復元建物を活用

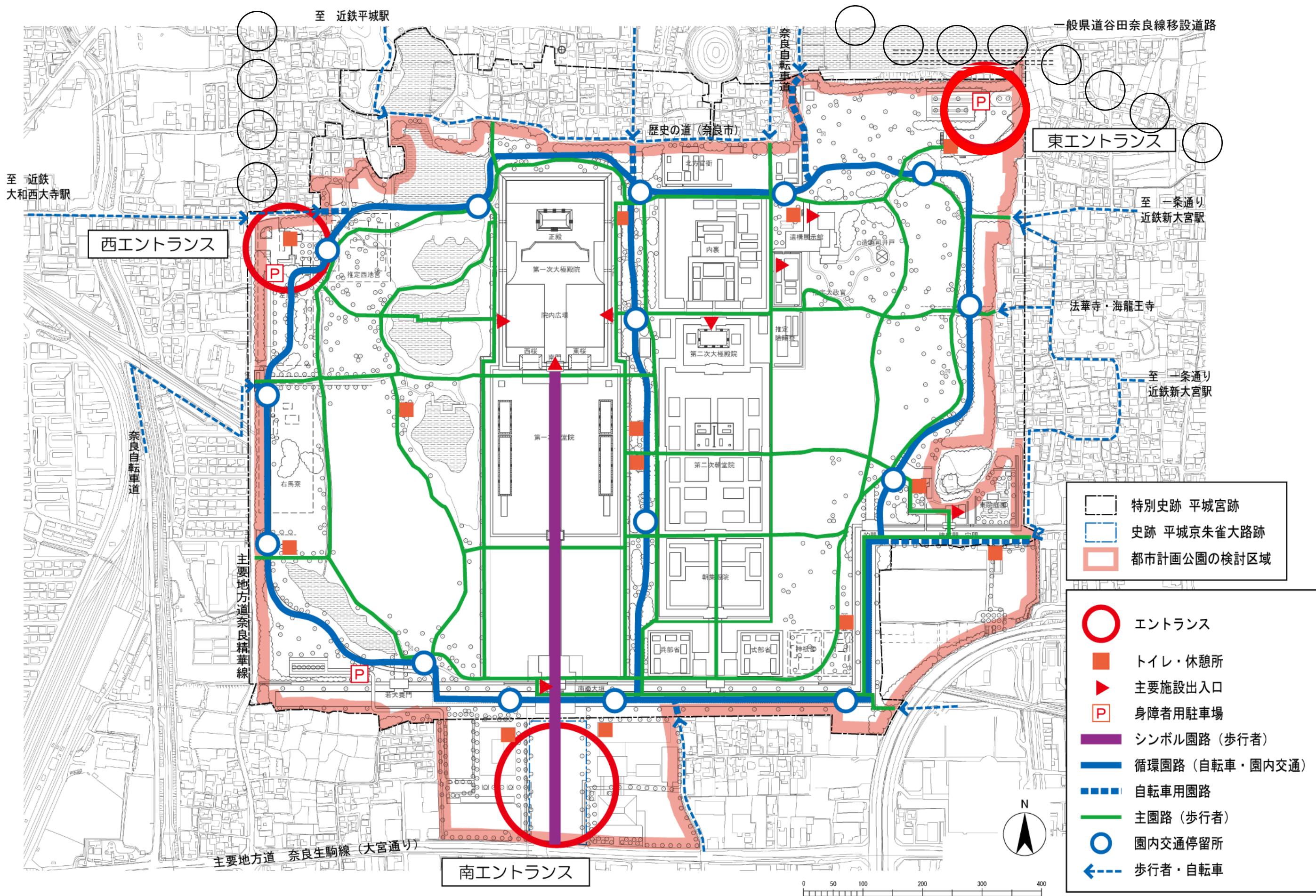


図 38 園路計画図(案)

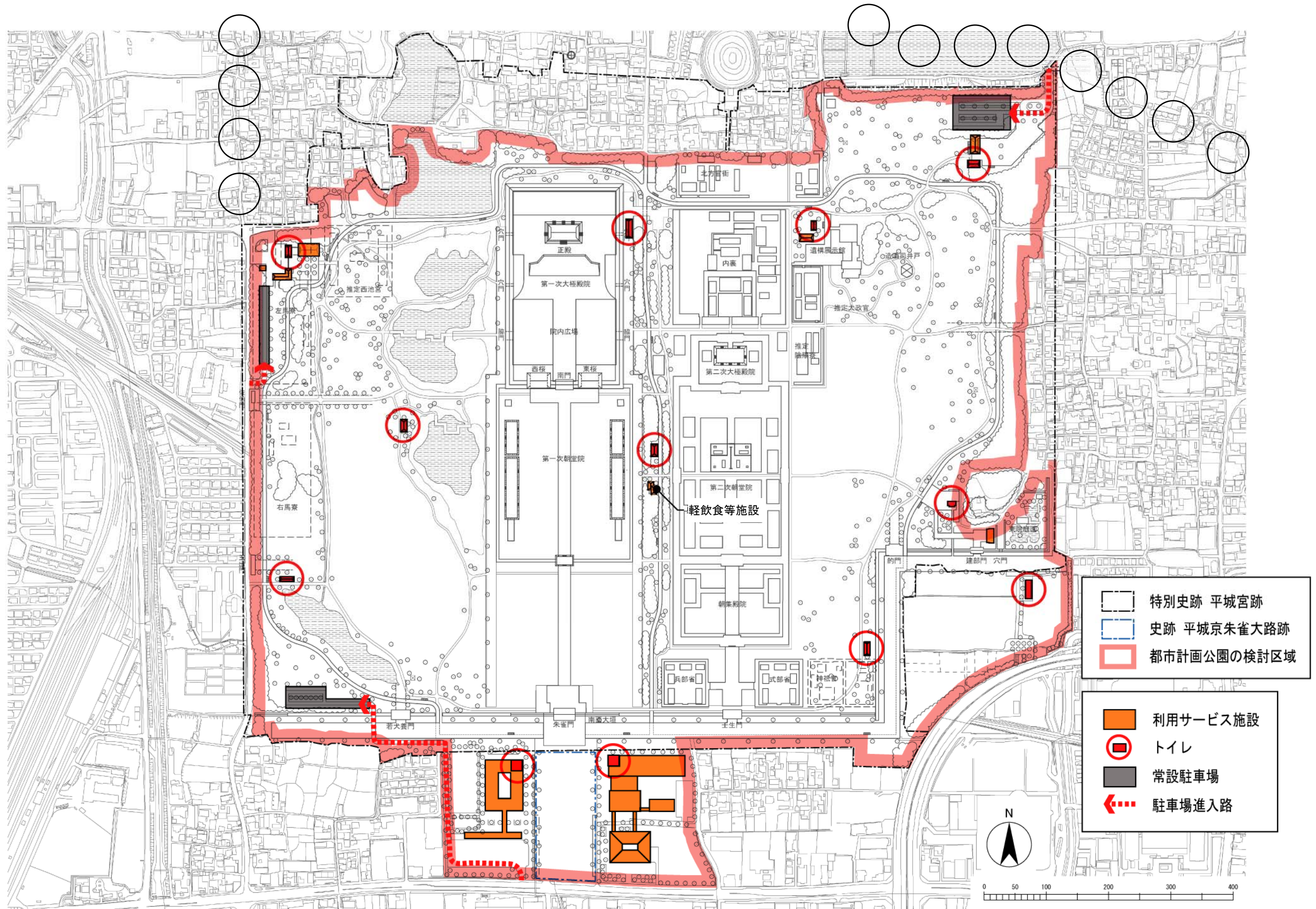


図 39 利用サービス施設配置計画図(案)